地域型保育事業のご案内
（家庭的・小規模保育事業）

宇治市　福祉こども部　保育支援課

〒611-8501　宇治市宇治琵琶33番地

TEL　0774-20-8732（直通）

＜地域型保育事業の概要＞　（※令和７年４月１日現在）

宇治市では、待機児童解消の取り組みとして、地域型保育事業を実施しています。
少人数の児童を保育する「家庭的保育事業」を計６ヵ所、30 名、「小規模保育事業」を計５ヵ所、72 名の定員で実施しています。
この事業は、保育所等に入所申請中の３歳未満の児童が対象です。

＜家庭的保育事業実施施設＞

	実施法人	所在地	連携施設	電話番号	定員	保育時間
1	社会福祉法人 あけぼの会	木幡花揃８番地の１	登りこども園	32-3811	15 名	７時 30 分 ～18 時 30 分
2		木幡赤塚 17 番地の３				
3		木幡陣ノ内 29 番地の 19				
4	社会福祉法人 心華会	神明石塚 54 番地の 323	ひいらぎこども園	44-0652	10 名	７時 30 分 ～18 時 30 分
5		開町 31 番地の９				
6	社会福祉法人 かおり福祉会	伊勢田町ウトロ １番地の 26	伊勢田こども園	43-5126	５名	７時 30 分 ～18 時 30 分

※入所月齢は施設によって異なります。
※1・2・3 の施設、4・5 の施設は同一法人が運営し、児童の月齢等によって保育の実施場所が施設間で変わることがあります。

＜小規模保育事業実施施設＞

	施設名	実施法人	所在地	連携施設	電話番号	定員	保育時間
1	のぼり小規模 保育園	社会福祉法人 あけぼの会	六地蔵奈良町 74 番地の１ パデシオン六地蔵 ザ・ミッドモール３階	第２登りこども園	38-0113	15 名	７時 00 分 ～20 時 00 分
				登りこども園	32-3811		
2	同胞こども園 小規模	社会福祉法人 同胞会	こうのとりの家(0･1歳児) 広野町西裏 100 番地の 64	同胞こども園	44-3632	９ 名	７時 30 分 ～18 時 30 分
			こばとの家（0・1・2 歳児） 広野町西裏 101 番地の７ 第３クレスビル２階			18 名	
3	ほっとすぺーす いせだ	社会福祉法人 かおり福祉会	伊勢田町若林 29 番地 伊勢田職員宿舎Ａ103 号	伊勢田こども園	43-5126	15 名	７時 30 分 ～18 時 30 分
4	野の花	社会福祉法人 同胞会	槇島町南落合 17 番地の 13 ２階	こひつじこども園	20-1295	15 名	７時 30 分 ～18 時 30 分

※入所月齢は各施設ともに５ヵ月からです。
※2 の施設は、同一法人が運営し、児童の月齢等によって保育の実施場所が施設間で変わることがあります。
※2 の施設は、0・1 歳児においては、保育の実施場所を選択することができません。

＜地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）の申込み＞

○ 申込方法

通常の保育所等入所の申込み手続きをしてください。
保育所等入所申込書の「希望保育所等」欄の横に、家庭的保育事業・小規模保育事業の利用希望の有無を記入いただく欄がありますので、この欄に希望される施設を記入してください。
保育所等入所申込書については「保育所等入所申込みのしおり」を参照ください。

※家庭的保育事業及び小規模保育事業は、保育所等を待機されている方が対象のため、地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）のみを希望することはできません。

○ 申込期間

保育所等の入所申込期間と同じです。

○ 保育料について

地域型保育事業（家庭的・小規模保育事業）の保育料については、保育所等に登園する子ども（3 歳未満児）の料金と同額です。また、保育料の多子軽減も適用されます。

例） 第 1 子が保育所（園）、第 2 子が家庭的保育事業 → 第 2 子は半額（1/2 軽減）となります。

※ その他の費用としては、出席帳や氏名印などの実費があります。
※ 保育料は直接施設へお支払いいただきます。
※ 支払方法については、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

＜Q＆A＞

質問	回答
休日は？	日祝日及び年末年始です。 ※土曜日の保育時間は、施設によって異なります。直接ご確認ください。
保育内容は？	保育内容については、運営する社会福祉法人がその指導・支援にあたります。また、必要に応じて、社会福祉法人の運営する保育所等連携施設と連携して保育が実施されます。子どもの健康診断や給食も実施されます。
送迎場所は？	原則、家庭的保育事業・小規模保育事業の施設へ直接送迎していただきます。
施設に園庭はあるの？	保育所等のような大きな園庭はありませんが、庭がある施設では庭で遊ぶとともに、近くの公園や保育所等の園庭を利用します。
慣らし保育は？	通常の保育所等の入所と同様、最初は短い保育時間からスタートし、子どもの状況に応じて徐々に保育時間を延ばしていきます。
希望している保育所等に空きがでたら？	家庭的保育事業や小規模保育事業を利用中、年度途中で希望している保育所等に空きが出た場合、入所選考を行い、入所の案内ができる場合には、別途連絡します。
他の家庭的保育事業・小規模保育事業の施設に利用変更できるの？	家庭的保育事業や小規模保育事業利用中に、引っ越しなどの特別な理由があれば利用施設変更の希望を受け付けます。その際には、保育所等の希望園変更とは別に変更申込書の提出が必要です。変更申込書を提出しても、必ず利用施設を変更できるものではありません。
家庭的保育事業や小規模保育事業を利用していれば、保育所等の申込みは必要ないの？	家庭的保育事業や小規模保育事業を利用されていても、次の年度の一斉入所については改めて入所申込の手続が必要です。手続をされない場合は、家庭的保育事業や小規模保育事業の利用もできなくなります。

その他ご不明な点がありましたら、

☆ 気軽に保育支援課まで

お問い合わせください。